

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

一 被害者参加弁護士を選定の請求

1 刑事訴訟法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人（同法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額（標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができるものとする。〔第五条第一項関係〕

2 1の請求は、日本司法支援センター（総合法律支援法第十三條に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）を経由してしなければならないものとする。この場合においては、被害者参加人は、資力及び

その内訳等を申告する書面を提出しなければならないものとする。 (同条第二項関係)

3 日本司法支援センターは、1の請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、2により提出を受けた書面を送付しなければならないものとする。 (同条第三項関係)

## 二 被害者参加弁護士の候補の指名及び通知

1 日本司法支援センターは、一の1の請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならないものとする。 (第六条第一項関係)

2 日本司法支援センターは、1の指名をするに当たっては、一の1の請求をした者の意見を聴かなければならないものとする。 (同条第三項関係)

## 三 被害者参加弁護士の選定等

1 裁判所は、一の1の請求があつたときは、請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、被害者参加弁護士を選定するものとする。 (第七条第一項関係)

2 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるものとする。 (第八条第四項関係)

3 裁判所は、被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなった場合その他一定の場合には、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができるものとする。 (第九条第一項関係)

## 四 費用の徴収

被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力等について虚偽の記載のある一の2の書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができるものとする。 (第十一条関係)

## 第二 総合法律支援法の一部改正

### 一 国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保

総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の規定に基づいて裁判所が選定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならないものとする。 (第五条関係)

### 二 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款

日本司法支援センターは、弁護士と国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた契約約款によらなければならないものとする。 (第三十六条関係)

### 三 国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等

1 日本司法支援センターは、国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、日本司法支援センターとの間で

国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から国選被害者参加弁護士の候補を指名しなければならないものとする。 （第三十  
八条の二第一項関係）

- 2 日本司法支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。 （同条第二項関係）
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。 （附則第一項関係）
- 二 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 （附則第二項関係）